

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（クリーンスポット大原最終処分場）

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
<p>第一条 2 法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>即日覆土や定期的な搬出等、必要な措置を講ずる。</p>
<p>二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>即日覆土や定期的な搬出等、必要な措置を講ずる。</p>
<p>三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消化設備を備えておくこと。</p>	<p>埋立地最上部に、消火用の水として利用可能な用水池を設置する。</p>
<p>四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>即日覆土や定期的な搬出等、必要な措置を講ずる。</p>
<p>五 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<p>みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるように、必要な措置を講ずる。</p>
<p>六 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<p>立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておく。また、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。</p>
<p>七 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合は、これを防止するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>八 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ（（1）から（3）までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆う。</p>
<p>九 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、これを回復するために必要な措置を講ずる。</p>

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（クリーンスポット大原最終処分場）

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
<p>十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p>	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行う。 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、記録する。</p>
<p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p>	<p>埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回測定し、記録する。</p>
<p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p>	<p>埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回測定し、記録する。</p>
<p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目について測定し、記録する。</p>
<p>十一 前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</p>
<p>十二 前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>十三 前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合は、これを防止するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>十四 前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p>	<p>浸出液処理設備の放流水の水質が排水基準等に適合するように維持管理を行う。</p>
<p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。</p>

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（クリーンスポット大原最終処分場）

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	当該施設の維持管理に関する計画
ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 （１）排水基準等に係る項目（２）に規定する項目を除く。）について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	放流水の水質検査について、排水基準等に係る項目を一年に一回測定し、記録する。
（２）水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量（別表第一の備考４に規定する場合に限る。）について一月に一回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量について一月に一回測定し、記録する。
十四の二 前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	浸出液処理設備の導水管や配管の凍結による損壊のおそれがある部分の有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
十五 前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	埋立地から発生するガスを排除するため、ガス抜き設備を設置する。
十七 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号二において同じ。）は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号二ただし書に規定する埋立地については、同号イ（１）（イ）から（ハ）までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖する。
十八 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、記録する。
二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。